

鬼北町議会 6月定例会

第2回鬼北町議会定例会は6月21、24の2日間で開催されました。会では議案7件、諮問1件が提案され、全案件について原案のとおり可決・同意されました。

議案

- 鬼北町税条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 平成25年度鬼北町一般会計補正予算(第1号)について
- 平成25年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)について
- 平成25年度鬼北町日吉簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 平成25年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)について

一般質問

◆井上博 議員

【町有地等の管理について】
問いつままでに対処するのか

答町有財産のうち行政財産については、

条例等に基づき各所管課において適正に管理するよう指示している。

また、普通財産については、担当課において草刈り等を行い管理に努めているが、限られた職員数で増大する財産管理業務にあたらざるを得ない状況の中で、主要財産の管理を主体として取り組んでいるのが現状である。しかし、ご指摘の点を真摯に受け止め、最善の管理ができるよう努めていきたい。

【当町の地区割、字名について】

問行政区名が場所と違ったところがあがるが、今まで変更できなかったのは何故か。

答字名の変更については、地方自治法第260条第1項に定められており、本町においても、町村の合併に伴う町の名称変更や県営ほ場整備事業に伴う大字区域の一部変更を実施してきた。

近永地区の行政区「本町」の区域には「大字清延」が存在している。

昭和37年に国土調査促進特別措置法が制定され、翌年の昭和38年から全国的に地籍調査、いわゆる国土調査が実施されてきた。本町においても、好藤

地区、近永地区については、昭和39年から昭和42年頃にかけて地籍調査を実施したところである。それまで使用していた旧公図においても「大字清延」であり、現在の不動産登記法第14条公図にも継続して「大字清延」として登記されたものである。

問小字名を大字名にすることが出来ないか。

答大字の区域変更や大字名を新たに画することは可能ではあるが、何よりも大切な事は、関係する町民の方々の要望とともに十分な理解が必要であるということである。

町としては大字名の変更等に伴う住民基本台帳や戸籍情報システムの更新等に多額な費用と時間がかかり、その対象となる町民の方々については各種の許可・認可・免許および登録証や各種金融貯金、加入保険等、日常生活のさまざまな面にわたっての住所変更、その他の手続きが必要となってくる。

したがって、大字名の変更等については、町民の方々からの要望があった段階で、町民の皆さんや関係機関を含めて、慎重に協議検討していきたい。

問公民館ごとに区割りはきちっと出来ているのか。

答公民館行事については、一部の地区を除き区割ごとに行事を実施している。

ただし、好藤地区の行政区「年則」については、平成9年4月1日から活動範囲を公民館活動に限り、近永公民

館へ変更している。この地区は、小学校区が近永小学校となっていることもあり、平成6年7月11日に、当時の年則部落役員より、好藤公民館の事業の主たる対象となる区域の変更に関する請願が広見町教育委員会に提出された。教育委員会は公民館区域変更を認め、現在も好藤地区、近永地区の町民の方々に理解をもらいながら、文化体育祭や納涼大会等は近永地区、防犯・交通安全、消防、町有林関係等は好藤地区で活動を行っているところである。

【ニュータウン鬼北の里について】

問第3期分の販売予測を20区画のうち、何区画とみているのか。

答現在、第1期分譲地が24区画のうち23区画、第2期分譲地が22区画のうち16区画が販売済みとなっている。

そのうち、分譲開始年度における販売区画数をみると、平成20年度分譲開始の第1期分が14区画、平成22年度分譲開始の第2期分が5区画となっており、この結果等を踏まえ、第3期分については、初年度の販売予測を20区画のうち10区画程度と見込んでいる。

問宣伝費に、今までいくら使ったのか。

答現在までの累計で、鬼北土地開発公社が601万8千円、ニュータウン鬼北の里特別会計で781万9千円となっている。

問下水管を布設するのか。

答第3期分譲地においても、第1期お